

当事業所が提供するサービスと利用料

重要事項説明書別紙【ご利用者様用】

(1) サービス利用料金は厚生労働大臣の定める基準により以下のようになります。

①訪問介護の場合：1回訪問時の金額となります。

サービスの種類	身体介護	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分以上30分未満	244単位	2440円	244円	488円	732円
30分以上1時間未満	387単位	3870円	387円	774円	1161円
1時間以上	567単位に30分増すごとに82単位を加算	5670円	567円	1134円	1701円
サービスの種類	生活援助	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分以上45分未満	179単位	1790円	179円	358円	537円
45分以上	220単位	2200円	220円	440円	660円

②身体介護に引き続き生活援助を行う場合

サービスの種類	身体介護	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
20分以上	65単位	650円	65円	130円	195円
45分以上	130単位に25分増すごとに65単位を加算(195単位を限度)	1300円	130円	260円	390円

③加算(減算)の場合：下記内容にての料金となります。

加算名	金額	算定要件
初回加算	200円/月	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。
緊急時訪問介護加算	100円/月	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画

		にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合。
早朝、夜間加算	所定単位数に 25%を 乗じた単位数	早朝(午前 6 時から 8 時)、夜間(午後 6 時から午後 10 時)にサービスを行った場合。
深夜加算	所定単位数に 50%を 乗じた単位数	深夜(午後 10 時から午前 6 時)にサービスを行った場合
介護職員処遇改善加算	所定単位数に 24.5% を乗じた単位数	上記①②③に該当する訪問介護費に乗じて算定します。
特定事業所加算	所定単位数に 20%を 乗じた単位数	訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図るとともに、要介護状態が中重度の方への対応を重点的に行っている事業所に対し、上記①②③に該当する訪問介護費に乗じて算定します。
同一建物に対する減算 (限度額管理対象外)	所定単位数に 90/100 を乗じた単位数	ヘルパーステーションの建物と同一の建物以外に居住する利用者にサービスを行う場合、上記①②③に該当する訪問介護費に 90/100 を乗じて算定します。